

## 第 1 回横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事要旨

日 時	令和 6 年 12 月 12 日（木）午前 10 時 00 分から午前 11 時 57 分まで
開 催 場 所	旭区役所本館 3 階 カンファレンスルーム
出 席 者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委 員 長：影山 摩子弥（横浜市立大学都市社会文化研究科教授）          職務代理者：仁科 美奈江（めばえ会親の会代表）</p> <p>委 員：植田 和子（旭区地域子育て支援拠点運営法人）          岡田 孝弘（旭区医師会会長）          酒井 むつ子（旭区社会福祉協議会ボランティア分科会会長）          鈴木 敦子（旭区民生委員児童委員協議会会長）          松浦 光洋（税理士）          和田 栄一（旭区老人クラブ連合会会長）</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>旭区役所          福祉保健センター長 下澤          福祉保健課長 戸矢崎          福祉保健課事業企画担当係長 伊藤          福祉保健課事業企画担当 小林、上地</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（※） 傍聴者：1 名 ※議事 2 「地域ケアプラザの指定管理者の選定について（案）」は非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あいさつ</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 指定管理者選定委員会及び要綱について</li> <li>4 委員長職務代理者の選任について</li> <li>5 審議</li> </ol> <p>議事 1 委員会の公開・非公開について（案）          議事 2 地域ケアプラザの指定管理者の選定について（案）</p>
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員長職務代理者に仁科委員を指名。</li> <li>2 第 1 回及び第 2 回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。              第 1 回選定委員会審議事項のうち、              公募要項の内容、選定基準、選定手続の細目              第 2 回選定委員会審議事項のうち、              応募団体審査、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）及び次点候補者の選定              →応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は応募団体関係者を除き公開とする。</li> </ol>

	<p>3 公募要項及び選定スケジュール等について、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 評価基準、採点方法及び審査方法等について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、各委員において書類審査を行うことを決定した。</p>
<p>会 議 内 容</p>	<p><b>1 あいさつ</b> 旭福祉保健センター長よりあいさつ。</p> <p><b>2 委員紹介</b> 事務局より選定委員の紹介。</p> <p><b>3 指定管理者選定委員会及び要綱について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者選定委員会の概要</li> <li>・「横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」</li> <li>・「横浜市旭区における地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」</li> </ul> <p>について事務局より説明。</p> <p><b>4 委員長職務代理者の選任</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長より、仁科委員を職務代理者に指名。</li> </ul> <p><b>議事 1 委員会の公開・非公開について（案）</b> 委員会として次のとおり決定。 応募団体に対する公平性等を保つため次の審議事項は非公開とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回選定委員会審議事項のうち、 公募要項の内容、選定基準、選定手続の細目</li> <li>・第2回選定委員会審議事項のうち、 応募団体審査、指定候補者及び次点候補者の選定 →応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答は応募団体関係者を除き公開とする。</li> </ul> <p>（以降、非公開）</p> <p><b>議事 2 地域ケアプラザの指定管理者の選定について（案）</b></p> <p><b>(1) 公募要項について</b> 事務局から案を説明し、審議のうえ案のとおり決定。 なお、指定管理者選定スケジュールについて、応募がなければ再公募を行うことを説明のうえ決定。</p> <p><b>(2) 審査・選定について</b> 事務局から案を説明し、審議のうえ、次のとおり決定。</p>

## ア 評価基準項目（採点表）について

- ・項目7「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び項目8「前期の指定管理業務の実績」を除く各項目の採点は5段階評価（5・4・3・2・1）で行い、それぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
- ・項目7については、配点を15点とし、取組の有無に応じて加算する。
- ・項目8(1)「前期の指定管理業務の実績」については、配点を±10点とする。
- ・項目8(2)「職員配置状況」については、配点を0点又は－5点とする。
- ・満点は330点（今宿地域ケアプラザのみ340点）とする。

## イ 財務の評価について

健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者の委員による評価結果を、評価を付けた理由を選定委員会で共有したうえで、各委員がそれを参考にして評点をつけるものとする。

## ウ 採点方法について

### （ア）審査時の委員数が6人以上の場合

各委員が評価基準項目に基づいて採点し（満点330点（今宿地域ケアプラザのみ満点340点）、最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計する。

なお、最高点及び最低点をつけた委員が複数いた場合は、くじ引きにより合計点の算出に用いる委員の採点を決定するものとする。

### （イ）審査時の委員数が6人未満の場合

各委員が評価基準項目に基づいて採点し（満点330点（今宿地域ケアプラザのみ満点340点）、各委員の採点を合計する。

## エ 最低制限基準について

### （ア）審査時の委員数が6人以上の場合

項目7「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び項目8「前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の配点合計（委員一人につき305点（今宿地域ケアプラザのみ315点）に、第2回選定委員会で最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員数を乗じて算出した点数の60%を最低制限基準とする。

(イ) 審査時の委員数が6人未満の場合

項目7「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」及び項目8「前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の配点合計(委員一人につき305点(今宿地域ケアプラザのみ315点))に、第2回選定委員会出席委員人数を乗じて算出した点数の60%を最低制限基準とする。

**オ 選定委員が委員会を欠席した場合の取扱について**

第2回選定委員会(面接・審査)を欠席した場合は、集計に含めないこととする。

**カ 指定候補者及び次点候補者の決定について**

総得点が最も高い団体を指定候補者、総得点が2位の団体を指定管理者の次点候補者とする。

**キ 同点1位の団体が複数発生した場合の審議の順番**

以下の順で指定候補者を選定する。

(ア) 委員長を含む出席委員による投票

(イ) 委員長を除く出席委員による投票

**ク 応募内容変更・追加の禁止について**

- ・ 応募書類については、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・ 面接時に説明資料を配付することやパワーポイントで説明をすることについては認める。

**ケ 面接時のタイムスケジュールについて**

- ・ 各団体の面接審査を行うにあたり、必要十分な時間を確保するため、7施設を2日間に分けて実施することとする。  
(1日目：3施設、2日目：4施設を予定)
- ・ 面接審査の時間は、1団体あたり50分とする。  
(プレゼンテーション15分、質疑応答20分、意見交換・採点15分)

**コ 選定委員会の採点及び公表方法について**

- ・ 各委員の採点及び採点理由等の相互確認を行う。
- ・ 面接・審査を行ったうえで、採点表回収・集計、結果確認、結果発表・講評を行うこととする。
- ・ 個々の委員の採点を、委員名を伏せたかたちでホームページに公表する。

**サ 委員と応募団体との利害関係の確認について**

より公平な審査を期するため、応募締切後、委員は「応募団体との利害関係に関する確認書」を提出することとする。

- ・委員本人との利害関係が確認された場合  
→公募要項に規定する欠格事項に該当するため、応募団体を失格とする。
- ・委員の2親等以内の親族との利害関係が確認された場合
- ・委員が応募団体に対し請負をする者もしくはその団体の役員等であることが確認された場合  
→当該委員を審査から除斥する。

**[主な質疑応答]**

委員：評価基準項目及び配点について、公募時に応募団体は把握できるのか。

事務局：公募要項で評価基準項目及び配点について記載されるため、応募団体も把握できる。

委員：評価基準項目7「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」について、横浜市は様々な環境施策にも取り組んでいるはず。今回はこのままで良いが、今後評価対象とすることを検討してもらいたい。

事務局：ご意見を踏まえ、今後検討する。

委員：同じく評価基準項目7「(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体」について、法定で義務付けられている事業者が達成していなければ減点、義務付けられていない事業者が達成していれば加点のように、今後は考え方を分けた方が良いのではないかと。

事務局：ご意見を踏まえ、今後検討する。

委員：最高点・最低点をつけた委員の採点結果も公表されるか。

事務局：最高点・最低点をつけた委員の採点結果も、他の委員と同様に委員名を伏せたいうで公表する。

**(3) 第2回選定委員会の日程について**

事務局から案を示し、審議のうえ次のとおり決定。

- ・令和7年5月9日（金）、16日（金）の2日間で開催する。
- ・具体的な開始時刻については、応募団体数によって変動する可能性があるため、応募団体数が確定次第、事務局から連絡する。

以上

資 料

- 1 会次第
- 2 委員名簿
- 3 横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱

4	横浜市旭区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱
5	委員会の公開・非公開について（案）
6	横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【共通資料】（案）
7	横浜市旭区地域ケアプラザ指定管理者公募要項【施設別資料】（案）
8	地域ケアプラザの業務
9	再公募の際に使用する公募要項の変更部分について
10	審査・選定について（案）
11	評価基準項目（採点表）（案）
12	採点方法の説明資料
13	面接審査タイムスケジュール
14	応募団体との利害関係に関する確認書